

# 太田市開発事業指導要綱の手続要領

(目的)

第1条 この要領は、太田市開発事業指導要綱（以下「指導要綱」という。）第6条に規定する事前協議の手続に関し必要な事項を定める。

(事前照合)

第2条 事前協議申請書（道路位置指定申請書を兼ねる場合は、道路位置指定申請書。以下「申請書」という。）は、表紙に事前照合票（様式第1号）、次に事前照合用意見記入票（様式第2号）を添付し、各審査委員（審査担当課）に照合を行うものとする。

2 前項の照合は、申請者又は代理人（以下「代理人等」という。）が、申請書を持ち回りして行うものとする。

3 建築指導課（以下「事務局」という。）は、申請書の内容を判断し、事前照合票に記載された審査担当課への照合を一部省略し、又は追加することができるものとする。

4 申請書の照合に際し審査委員は、事前照合票の支障なし又は審査要のいずれかの欄に押印するものとする。この場合において、審査委員が事前協議処理時間短縮のため支障なしに押印し、審査を行い事前照合用意見記入票に意見を記入することを妨げない。

5 前項に規定する事務は、審査委員から委任を受けた係長又は担当職員が行うことを妨げない。

(受付)

第3条 代理人等は、事前照合終了後、事務局に申請書を提出するものとする。

2 事務局は、申請書の添付図書等を確認のうえ受付し、必要事項を事前協議受付台帳に記載するものとする。

3 審査会に付議される内容の事前協議（原則として開発区域の面積が1万平方メートル以上もの）について代理人等は、事務局の指示する部数の審査会資料（指導要綱別表第1の別記に規定する資料）を併せて提出するものとする。

(現地調査)

第4条 事務局は、申請書の計画に係る現地との適合性を判断するため、現地調査を行うものとし、必要に応じて審査担当課の職員及び代理人等を帯同するものとする。

(持ち回り審査)

第5条 事務局は、事務局における審査終了後、事前照合票の審査要の欄に押印した審査委員に申請書を送付するものとする。

2 申請書の送付を受けた審査委員は、審査終了後、開発事業指導要綱に基づく意見書（以下「意見書」）に意見を記入し、事務局に申請書を返送するものとする。

3 意見書に記入する事項は、必要最小限にとどめるものとし、指導要綱等に適合しない箇所があった場合は、代理人等を指導し、申請図書を差し替えること等で、できる限り対処するものとする。

(申請書の持ち出し補正)

第6条 審査の結果、申請書に補正の必要が生じ、窓口で補正することが困難な場合は、

申請書を持ち出しのうえ補正を行うことができるものとし、この場合は、台帳にその旨を記入し代理者等が押印するものとする。

2 審査担当課において持ち出し補正の必要が生じた場合は、一時事務局に申請書を返送するものとする。

(再受付)

第7条 代理者等は、持ち出した申請書の補正終了後、事務局に再提出するものとし、事務局は、補正が終了していることを確認した後、再受付するものとする。

(審査会による審査)

第8条 審査会による審査は、事前照合票の審査要の欄に押印した審査委員により行うものとする。

2 審査委員がやむを得ず審査会に出席できない場合は、当該審査委員から委任を受けた係長又は担当職員は、審査委員として審査会に出席できるものとする。

3 事務局は、会議通知書及び審査会資料を審査会の開催される日の7日以前に審査会に出席する審査委員に送付するものとする。

4 審査委員は、審査会終了後3日以内に、事務局に意見を送付するものとする。

(申請書の決裁)

第9条 申請書の決裁は、特に重要であると判断されるもの以外は都市政策部長が行うものとする。

(意見書の交付)

第10条 事務局は、各課の意見(第2条第4項の規定により事前照合用意見記入票に記入された意見を含む。)をまとめ、決裁終了後に代理者等に意見書を交付するものとする。

(設計変更)

第11条 申請の途中に行われる設計等に関する軽微な変更は、図面の差し替えで対処するものとし、大幅な変更については、次条により処理し、新たに申請するものとする。

(取下げ届)

第12条 受付後に計画の取りやめ又は大幅な変更が生じた場合は、代理者等は、取下げ届(様式第3号)を提出するものとする。

(廃止届)

第13条 意見書を交付後に計画を廃止する場合は、代理者等は廃止届(様式第4号)に市から交付した意見書を添付し提出するものとする。

(標準処理期間)

第14条 市長は、申請のあった日から2週間を標準処理期間とし、申請者に意見書を交付するものとする。ただし、申請書に不備がある場合、協議が整わない場合等においてはこの限りでない。

(他の規定の例)

第15条 道路位置指定申請を兼ねる事前協議における第11条から第13までの規定については、太田市道路位置指定事務処理要領の例による。

2 工事完了届、検査等に関しては、指導要綱第5章(道路位置指定に関するものについては、太田市道路位置指定事務処理要領)の例による。

附 則

この要領は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

## 事前照合票

申請者		自己・非自己用 居住用 業務用		開発許可 要・不要
課名	支障なし (審査済)	審査要	備考	
道路整備課 8F			道路法(24条・32条)、河川法、寄付、 帰属、都市計画法 32条同意等	
下水道課 8F			下水道区域内（合流・分流）、 農業集落排水	
都市計画課 7F			都計法 53条<要・不要> 景観条例(1,000㎡以上、高さ15m以上) <要・不要> 国土法(市街化2,000㎡以上、調整5,000㎡以上)<要・不要> 立地適正化計画届出<要・不要> 屋外広告物条例<要・不要> 地区計画<要（排水計算：有・無）・不要>	
市街地整備課 6F			区画整理区域 土地区画整理法 76条<要・不要>	
産業政策課 5F (商業係)			大店立地法、中規模物販店舗 (店舗面積300㎡以上)	
産業政策課 5F (工業振興係)			工場立地法（製造工場で敷地面積9,000㎡以上 又は建築面積3,000㎡以上）	
環境対策課 5F			公害防止事前協議、1,000㎡以上の埋立て 3,000㎡以上の形質変更	
危機管理室 3F			防犯灯（住宅5区画以上）	
花と緑の課			緑地設置（1,000㎡以上） 公園設置(土地分譲10,000㎡以上)	
道路保全課			カーブミラー 標識	
消防本部・警防課			1,000㎡以上（消火栓等） 4階以上（消防活動用空地）	
清掃事業課 (清掃センター内)			ゴミ集積場等 (8区画以上、集合住宅)	
群馬東部水道企業団 (工務課)			水道法 群馬東部水道企業団給水条例等	
尾島庁舎	生涯学習課		モーテル類似旅館建築等規制条例	
	文化財課		文化財保護法	

### 事前照合用意見記入票

申請者名		
課 名	項 目	意 見
農業委員会事務局	農 地 法	区域内に農地がある場合は農地法所定の手続きをお願いします。

# 取 下 げ 届

年 月 日

太田市長 様

住所

氏名



都合により、太田市開発事業指導要綱に基づく事前協議申請書を取り下げします。

- 1 事業者住所氏名
- 2 代理人住所氏名
- 3 事業区域の地名地番及び面積
- 4 取下げの理由

取下げを受理した。

年 月 日

太田市長



# 廃止届

年 月 日

太田市長 様

住所

氏名



都合により、太田市開発事業指導要綱に基づく事業の計画を廃止します。

- 1 事業者住所氏名
- 2 代理人住所氏名
- 3 事前協議意見書交付年月日及び番号
- 4 事業区域の地名地番及び面積
- 5 廃止した理由

廃止届けを受理した。

年 月 日

太田市長

